

平成 20 年 4 月 11 日

会 員 各 位

社団法人 日本精神科病院協会  
医療経済委員会

## 「精神科身体合併症管理加算」について

平成 20 年度診療報酬改定項目にある、標記「精神科身体合併症管理加算」の施設基準(1)精神科身体合併症管理加算は、精神科を標榜する保険医療機関であって、精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟において、・・・の、この「精神科以外の診療科の医療体制との連携」については、3月24日の改定説明会にて、「契約書」及び「承諾書」の必要はないと、厚生労働省より了承を得ておりますこと、お知らせいたします。

なお、4月からの改定に対応すべく各届出を行っていることと思いますが、各社会保険事務局の対応について、情報収集を行いたいと思います。届出に関して、不合理な対応等がありましたら、日精協医療経済委員会宛て、メール又はFAXにてお知らせ下さい。

### ご連絡先

日精協事務局：医療経済委員会宛て（事務局担当：北原）

メールアドレス：m-kitahara@nisseikyo.or.jp

FAX：03-5418-7721